

静岡市版快適トイレ



【内容】

国土交通省は、建設現場に設置する「快適トイレ」の標準仕様を決定し、平成28年10月以降の建設工事に義務付けをしました。

そこで静岡市では、発注金額や現場入場者数に見合った設備基準を作成し、平成29年7月から導入しました。

1 静岡市版快適トイレの仕様

快適トイレに求める機能及び備品

- (ア)洋式便座
- (イ)便座除菌シート等の衛生用品
- (ウ)水洗（簡易水洗、し尿処理装置付きも含む）
- (エ)匂い逆流防止機能付き（フラッパー機能）（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること）
- (オ)容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
 - （二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの）
- (カ)照明設備（電池式可）（夜間工事や現場が暗い等の支障がなければ設置しなくても良い）
- (キ)衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場設の備機能（耐荷重5kg以上）
- (ク)手の洗える設備（アルコールスプレー等による対応も可）

女性専用快適トイレに求める機能及び備品

- (ケ)上記(ア)～(ク)までの機能及び備品
- (コ)男女別明確な表示
- (サ)出入りの様子が見えない対応（別方向入口や目隠し等）
- (シ)サンタリーボックス

2 実績

快適トイレ

平成29年度 58件の工事で実施

女性専用快適トイレ

平成29年度 24件の工事で実施